山梨県立武田の杜保健休養林「健康の森」
森林セラピー®基地では新規ガイドを募集します

【山梨県立武田の杜保健休養林「健康の森」森林セラピー基地】
都心から90分。自然豊かな山梨県甲府市の武田の杜保健休養林「健康の森」は平成26年５月から森林セラピー基地として基地運営を始めています。
現在１９名の武田の杜森林セラピーガイドが活躍していますが、このたび平成２８年度の新規ガイドを募集します。皆様のご参加お待ちしております。

日　時：平成２８年３月１２日（土）10:00～16:30
場　所：武田の杜サービスセンター（甲府市山宮町片山3371）
対　象：森林セラピスト®、森林セラピーガイド資格保有者で、武田の杜森林セラピーガイド研修実施要領の「４.対象者」に該当する者
主　催：山梨県立武田の杜保健休養林指定管理者（山梨県造園建設業協同組合）
参加費：３，０００円（昼食代込み、交通費は各自負担願います）
募集人数：２０名程度

内容
- 室内研修
- フィールド研修
- グループディスカッション

※　詳細につきましては、武田の杜森林セラピーガイド研修実施要領をご覧ください

お問い合わせ・お申し込み先
武田の杜サービスセンター
TEL（FAX）：055-251-8551
e-mail：takedanomori@y-zouen.jp
URL　http://y-zouen.jp/takeda/

※　研修に参加を希望される方は、事前に武田の杜クラブへの入会及び基地登録が必要です。
※　県暴力団廃止条例の規定により、身分照会をさせていただきます（誓約書の徴収）。
※　申し込み多数の場合は、お断りの連絡をさせていただく場合もありますので御了承ください。
※　申込み締切は、平成２８年２月２６日（金）です（郵送する書類は必着）。
※　いただいた個人情報は、厳格に管理し本事業以外には使用しません。

FAX　０５５－２５１－８５５１

〒400-0075　山梨県甲府市山宮町片山３３７１

武田の杜サービスセンター　行

研修会 参加申込書

お名前（ふりがな）	
年齢・性別	歳　　　　　男　・　女
ご住所 TEL （連絡とれるもの）	〒 TEL
メールアドレス	
保有資格（○を）	1.森林ｾﾗﾋﾟｽﾄ®　　2.森林ｾﾗﾋﾟｰｶﾞｲﾄﾞ
来場方法、駅からの送迎希望	自家用車 ＪＲ　高速バス　／　甲府駅から送迎希望　する　・　不要

平成２８年２月２６日（金）までに FAX　又は　e-mail にて申し込みください。
いただいた個人情報は厳密に管理し、本事業以外には使用しません。

会場案内

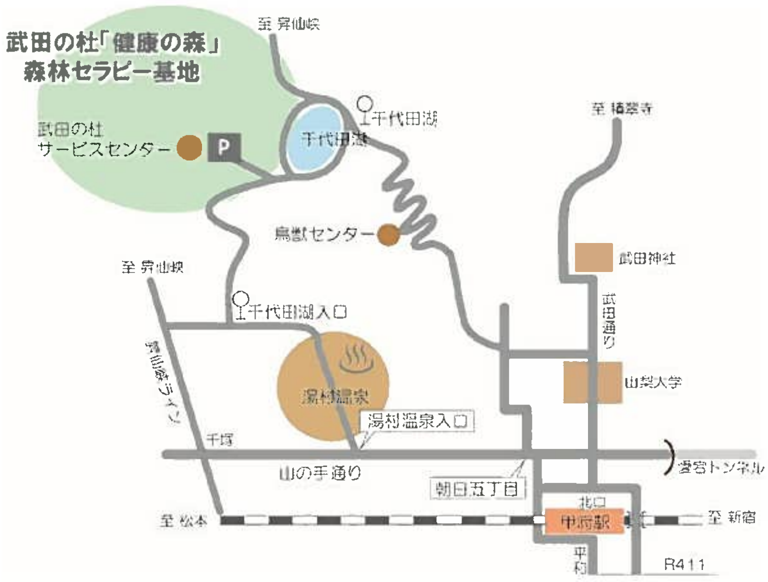

平成　　年　　月　　日

武田の杜サービスセンター所長　殿

住 所
氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

武田の杜クラブ入会申込書
（森林セラピー部門）

私は、武田の杜クラブ設置要綱に賛同し、会員になることを申し込みます。

（ふりがな） 氏　　名	
森林セラピー資格	・森林セラピスト（1級）　・森林セラピーガイド（2級）
森林セラピーソサエティ会員番号 （有効期限）	―　　― （西暦　　年　　月　　日 ～ 西暦　　年　　月　　日）
生年月日・性別	西暦　　年　　月　　日生（ 男 ・ 女 ）
職業	
現住所	
連絡先電話番号	自 宅: 携 帯:
Eメールアドレス	
他の森林セラピー基地登録状況	なし ・ あり （基地名：　　　　）
ガイド経験	なし ・ あり （内容：　　　　）
その他資格・特技	
登録理由 （登録にあたり動機や、当基地においてやりたいこと、関心事項など、ご自身の考えをご記載ください。）	
摘 要	以下の事項について同意します。 〇当基地の信頼を損ねる行為等があった場合は登録を取り消されることがあります。 〇上記記載内容に変更があった場合は直ちに連絡します。 〇電子メールによる連絡が中心となります。
添付書類	※森林セラピーソサエティIDカードの写し（カラー）。

平成28年2月6日

武田の杜サービスセンター所長　殿

住所　山梨県　甲府市　山宮町　片山　3371
氏名　武田　杜太郎　印

武田の杜クラブ入会申込書
（森林セラピー部門）

私は、武田の杜クラブ設置要綱に賛同し、会員になることを申し込みます。

（ふりがな） 氏　名	たけだ　もり　たろう 武田　杜太郎
森林セラピー資格	・森林セラピスト（1級）　・森林セラピーガイド（2級）
森林セラピーソサエティ会員番号 （有効期限）	12－T－○○○ （西暦2014年1月1日　～　西暦2016年12月31日）
生年月日・性別	西暦1980年1月27日生　（男・女）
職　業	会社員
現住所	山梨県甲府市山宮町片山3371
連絡先電話番号	自　宅: 携　帯:
Eメールアドレス	××××@××××.jp
他の森林セラピー基地登録状況	なし・あり　（基地名：○○○森林セラピー基地　）
ガイド経験	なし・あり　（内容：甲府城おもてなしガイド　）
その他資格・特技	○森林インストラクター etc.
登録理由 （登録にあたり動機や、当基地においてやりたいこと、関心事項など、ご自身の考えをご記載ください。）	
摘　要	以下の事項について同意します。 ○当基地の信頼を損ねる行為等があった場合は登録を取り消されることがあります。 ○上記記載内容に変更があった場合は直ちに連絡します。 ○電子メールによる連絡が中心となります。
添付書類	※森林セラピーソサエティIDカードの写し（カラー）が必要となります。

記載例

山梨県立武田の杜保健休養林「健康の森」森林セラピー基地ガイド登録

誓　約　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、私に係る次の事項について、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（1）暴力団　（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（6）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

2　1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

平成　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

［ 法人、団体にあっては事務所所在地 ］

住　　所

［ 法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名 ］

(ふりがな)

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

生年月日　　　（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日

武田の杜森林セラピーガイド研修実施要領

1.目的

本研修は、山梨県立武田の杜保健休養林「健康の森」森林セラピー®基地において、武田の杜森林セラピーガイド認定希望者に対し必要な研修を行い、武田の杜森林セラピーガイドを養成することを目的とする。

2.日時

平成２８年３月１２日（土）10：00～16：30（9：30～10:00 受付）

3.開催場所

甲府市山宮町片山 3371「武田の杜サービスセンター」

4.対象者

以下の①～④のすべてを満たす者

①（特非）森林セラピーソサエティが認定する森林セラピスト®又は森林セラピーガイドの資格保有者

②山梨県暴力団排除条例における暴力団等に該当しない者

③電子メールで連絡可能な者

④武田の杜クラブに入会し、武田の杜森林セラピー基地に基地登録した者

5.募集人数

２０名程度

6.参加費

研修会費として３，０００円を当日現金払い（昼食代込み、交通費は含まない）

7.雨天時の対応

雨天決行（雨具用意）、大雨時には対応を協議

8.申し込み方法

「研修会参加申込書」、「武田の杜クラブ入会申込書」、「誓約書」に必要事項を記入の上、「研修会参加申込書」は FAX 又は電子メールで、「武田の杜クラブ入会申込書」「誓約書」は記名押印の上、郵送で平成２８年２月２６日（金）までに武田の杜サービスセンターへ申し込む。

FAX：０５５－２５１－８５５１

e-mail：takedanomori@y-zouen.jp

郵送先：〒400-0075　山梨県甲府市山宮町片山３３７１

※郵送は、平成２８年２月２６日必着とする。

※研修を受講するには、事前に武田の杜クラブへの入会が必要。

9.ガイド認定

本研修を終了し、ガイド認定を希望する者で武田の杜サービスセンター所長が適当と認めた者には、認定証の交付をもって武田の杜森林セラピーガイドと認定する。

10.研修会のプログラム

9：30～受付開始、送迎希望者は甲府駅北口集合

10：00～10：30　自己紹介（1人1分程度）
室内研修
「武田の杜の概要、基地運営のしくみ、サービスセンター施設内の案内等」
講師：山梨県森林環境部県有林課職員

10：30～12：15　フィールド研修①「コースを歩く（森林学習展示館等）」
講師：武田の杜森林セラピーガイド

12：15～12：45　昼食（武田の杜森林セラピー弁当）

12：45～15：00　フィールド研修「コースを歩く（癒しの小径等）」
講師：武田の杜森林セラピーガイド
※参加者が10名以上の場合は、複数班に分ける

15：00～16：20　グループディスカッション
※参加者を5名程度に班分けし、グループディスカッションを行う。
ファシリテーター：武田の杜森林セラピーガイド

・ディスカッションの流れ：

1. 森林セラピーのポイントやプログラム等ディスカッション
座観、森林安息、ビューポイント、その他独自の体験プログラム等

2.各班から発表（発表5分、質疑5分程度）

16:30　講評後終了

(プログラムの内容は変更することがあります)

武田の杜クラブの趣旨

○　設立趣旨

私たちの生活を取り巻く環境の変化から、山離れ・森林離れが進み、山に入る機会も少なくなりました。その上、木材価格の低迷等から保育作業が放棄された森林が、急速に増加しています。特に、里山の荒廃が目立つようになってきました。

県内の典型的な里山に位置する、ここ武田の杜は、甲府市街地に隣接しており、自然環境は多種多様で、野生動植物類が多く生育・生息しており、多くの人達に愛され利用されてきたところです。

このような背景を踏まえて、県民の貴重で魅力あふれる財産である武田の杜の自然環境を守り育て、良好な状況で次世代に引き渡すと共に、森林の中に安らぎや癒しを求める人々へ、快適な空間を提供するため、武田の杜の遊歩道や各施設のあり方や新たな森林の利用方法を自らが提案し実践する組織を設立することに致しました。

将来的には、クラブ会員が自主的に活動（森林セラピー®、森林レクリエーション、野外活動、遊歩道整備等）を実践するプログラムを作成し、活動の輪を広げ、武田の杜が一層魅力ある森林公園となるよう取り組みを進める事としていますので、できるだけ多くの方々の賛同をお願い申し上げます。

○　具体的な活動内容

・森の中で楽しく快適な時間を過ごすことの提案、活動
・森からの恩恵の授受
・林業作業で発生した林地残材等を活用したクラフト制作
・主催事業への参加およびそのＰＲ
・その他

武田の杜クラブ設置要綱

1　名称

この会は、「武田の杜クラブ」（以下「クラブ」という。）と称する。

2　目的

武田の杜内に生育・生息する樹木、草本、鳥獣、昆虫等に「親しみ」「学び」「守り育てる」と共に、健全で持続的に管理されるよう、また、県民の財産である魅力あふれる自然環境を良好な状況で次世代へ引き渡すため、様々な活動を通じて支援していくと共に、武田の杜を愛する利用者を増やしながら、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

3　事業

目的を達成するため、次の事業を行う。

①　健康づくり及びふれあいの場としての利用促進に関する提案・活動
②　武田の杜の環境整備及び指導に関する事業
③　会員相互の友愛、協調、連携を深める事業
④　その他クラブの目的達成のために必要な事業

4　会員

第２の目的に賛同する者で、武田の杜利用者を持って会員とする。

5　会議

会議は、武田の杜サービスセンター所長が招集し、開催する。

6　入・退会

クラブへの入・退会は、事務局へ申し出ることにより、随時受け付ける。

7　会費

会費は、徴収しない。

8　事務局

クラブの事務局は、武田の杜サービスセンターに置く。

付則

この要綱は、平成１９年１２月　２日より施行する。
改定　　　　平成２６年　４月　１日